

「鶴見大学紀要」第49号 第4部 人文・社会・自然科学編（平成24年3月）別刷

## 西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

—異本注記の有無について—（六）

小林 恭治

## 西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

—異本注記の有無について— (六)

本稿は左記の拙論の続編である。

- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (一)」  
〔鶴見大学紀要〕第47号 第一部 日本語・日本文学編 平成22年3月
- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (二)」  
〔鶴見大学文化研究所紀要〕第15号 平成22年4月
- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (三)」  
〔鶴見大学紀要〕第48号 第一部 日本語・日本文学編 平成23年3月
- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (四)」  
〔鶴見大学紀要〕第48号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成23年3月
- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (五)」  
〔鶴見大学紀要〕第49号 第一部 日本語・日本文学編 平成24年3月(刊行予定)

### 31、「ヤイ」(18オ)

#### 資料B-27

高山寺本	西念寺本	観智院本
一哉 カタイカナ 21ウ	一哉 カタイヤナ 18オ	一哉 カタイヤナ 仏上33

資料B-27の熟字項目「一状」は、「假」字に関する熟字『假哉』の「假」を略して「一」とし、『哉』字を異体字の「状」で示したものである。<sup>86)</sup>

資料B-27を見ると、西念寺本の「ヤイ」という注記が観智院本に見えないことがわかる。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この「ヤイ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

一見すると、西念寺本の「ヤイ」は、左隣のカタカナ注記「カタイヤナ」の

四文字目の「カ」字に対して付された異本注記で、「カタイヤナ」の「カ」が異本では『ヤ』と記されている<sup>87)</sup>の意を示したもので、対照した異本では「カタイヤナ」と記されていることを示しているように思われる。ここで、その状況をケース・Aとして、表B-27-aに、西念寺本文と、それに対する異本の状況、そして両者の相違によって付された異本注記の状況をまとめた。

表B-27-a

A	西念寺本文	異本	異本注記
カタイヤナ	カタイヤナ	ヤイ	

ケース・Aは、資料B-27の西念寺本に異本注記が付された事情について、右に解釈したように、西念寺本文で『カタイヤナ』とあるところに、異本では『カタイヤナ』とあることに気づき、四文字目の「カ」に対して異本注記「ヤイ」を付したと解釈するものである。

ここでの「カタイヤナ」と『カタイヤナ』の対立は、終助詞「かな」と間投助詞「やな」の問題になると考えるが、一般的に『カタイヤナ』という語については不審な点がないと考えるが、そもそも、『カタイヤナ』という訓が、この項目における名義抄の記述として存在し得たかという点については疑問が存する。<sup>88)</sup>ゆえに、異本対照作業の際に、異本にある『カタイヤナ』という記述に対して何の疑問も持たなかったとすれば、その作業は、単に記述の相違を機械的に記録する作業であったと言える。

そこで気になるのは、資料B-27の西念寺本の「カタイヤナ」の状況である。西念寺本の「カタイヤナ」については、一文字目の「カ」もそうであるが、殊に四文字目の「カ」字は、カタカナとしては、あまり「カ」字らしく記され

小林 恭 治

ておらず、『ヤ』と間違われてもやむを得ないような字形に記されている感がある。

四文字目の「カ」字が、『ヤ』字に類似しているように思われるのは、まず、一画目の《フ》の記され方が、カタカナの『フ』を書くときのようになり、『一』まで運んだ後に、《フ》のように左下方向に払ってしまっていることと、二画目の払い《フ》の字画を左下に向かって払っておらず、運筆としては、むしろ垂直よりやや右下の方向に引き下ろしているために、結果として、『ヤ』字の字画構成と同様になってしまっていることに起因しているように思われる。

こうした「カ」字の記され方は、現西念寺本の書写者自身の書き癖であるように思われるが、このような書き癖が、現存本に至るまでの西念寺本系統の写本のいずれかの段階においても発現されていたとすれば、異本において『カタイヤナ』と見まがうように記されていた可能性も十分に考えられる。

とすると、ここで一つの想像を巡らすことができる。すなわち、異本注記「ヤイ」とあるように見えるものも、その書き癖による書写の結果であって、本来の異本注記は『カイ』とあったものではないかということである。その場合をケース・Bとして、表B-27-1bにまとめた。

表B-27-1b

	当該本文	異本	異本注記
B	カタイヤナ	カタйкаナ	カイ

ケース・Bは、現存本以前の西念寺本系統の写本の記述に『カタイヤナ』と見えるものがあり、それに対して、異本に『カタйкаナ』とあることを確認した異本対照者が、異本注記として『カイ』を付したと考えるものである。

この場合の異本対照作業については、不審な『カタイヤナ』を正規の『カタйкаナ』と訂正する作業であったと解することができる。意義ある作業であったという意味付けができる。


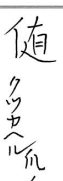
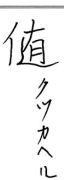
そして、その後の転写において、例えば、現西念寺本のような書写者により、『カ』と『ヤ』の字形的区別が、本文においても、異本注記においても、曖昧となる事象が発生し、『カ』と『ヤ』が混乱するような、資料B-27の西念寺本のような状況が成立したのではないかと想像する。

資料B-27の西念寺本の異本注記「ヤイ」の「ヤ」は、カタカナの『ヤ』の字形としては問題がないように見えるので、ケース・Bは飛躍した考えであるように思われるかもしれないが、一般的に、新しく付加される情報は、古い情報より正確なものであって欲しいから、誤った情報を正す方向性のケース・Bが期待されるのは自然なことであるように思われる。

しかし、珍しい情報、もしくは単に異なる情報を機械的に付加するというケース・Aもあり得ないわけではないから、実際はどちらであったかを判断することは、現段階では難しい。それについては、本稿の全用例の考察が完了し、西念寺本における異本注記の性格が明らかにされることで、判断することが可能となるかもしれない。

### 32、「爪イ」(18ウ)

資料B-28

高山寺本	西念寺本	観智院本
 18オ	 18ウ	 仏上 34

「爪イ」は、左隣の「クツカハル」の右下に記されていることから、『クツカハル』の「ル」が異本では『爪』と記されている<sup>89</sup>の意を示した異本注記であると考えられる。

ということは対照に使用された異本では「クツカハル」と記されていたことになるが、資料B-28の観智院本では「クツカハル」、高山寺本では一部に虫損があるものの、「ク□カハル」とあることは確認されるので、西念寺本が対照した異本は、観智院本・高山寺本とは別系統のものであったものと考えられる。

資料B-28の三写本に「クツカハル」とあることからすれば、異本の「クツカハル」の方が本来の形から変化してしまったものと考えるのが自然であろう。そして、その変化の原因としては、カタカナの「ル」と「爪」の字体的な類似により、異本において、その成立までの過程で「クツカハル」から「クツカハ爪」へ誤記したということが考えられる。

しかし、この変化は、『爪』の字体に対する理解がない場合に、『爪』の字画

の一部が欠落して「ル」に至ったとするのが自然なように思われることからすれば、反対に、「ル」から「爪」へ変化することは、「ル」に字画を加える必要が生じる点から難しいのではないかと考える。ゆえに、字画の増減の点からすれば、異本の「クツカへ爪」の方が本来の形だったとする方が、自然なように思われる。

但し、これは、カタカナの字画に対する理解が原因である場合に限られるわけでは、語彙・語形上の問題として、底本の記述を勘違いしたものであったり、意識的に別語に変更したとすれば、西念寺本・観智院本・高山寺本の共通の祖本となるような段階の写本の成立時に、「クツカへ爪」から「クツカヘル」への変更が生じたか、もしくは、異本の側の系統において、「クツカヘル」から「クツカへ爪」への変更が生じたということになる。

33、「脩イ」(18ウ)

資料B-29

高山寺本	西念寺本	観智院本
脩 音學字又角 18オ	脩 上脩字又脩 18ウ	脩 上脩字又々用 仏上34

この西念寺本の「脩イ」は、右隣の標出漢字「脩」に対して付されたもので、「標出漢字」が、異本では「脩」のように記されている」の意を示した異本注記であると思われる。

西念寺本の「脩イ」が標出漢字の記され方に関するものであることから、ここでは、各写本における標出漢字の字形の状況が問題となるが、資料B-29を一瞥してわかるように、三写本の標出漢字の字形は三者三様である。そして、西念寺本の異本注記の「脩」字についても、三写本の中では、比較的、観智院本の字形と類似しているようにも見えるが、傍の上部の字画に相違する点も見られる。さらに、この標出漢字に対しては、字音注記以外の記述がないこともあり、いささか情報不足の状況もあって、そもそも、この項目に記されている標出漢字が、どういう字体の漢字を示したものであるのかが、はっきりしないように思われる。

資料B-29の西念寺本の標出漢字「脩」の左の「脩イ」という注記が観智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この「脩イ」は、高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

そこで、資料B-29に示した各写本の標出漢字における字画の記載状況を検討することで、もともと、この項目の標出漢字がどのような字体のものであったかを考察することとする。それにより、西念寺本の異本注記「脩イ」の意味するところを確認したい。

まず、資料B-29をもとに表B-29-aを作成し、各写本の標出漢字の字画の状況を比較した。それを見ると、いずれの場合も、偏が「イ」である点は共通しているが、傍の部分においては、相互に異なっていることがわかる。

表B-29-a

観智院本	「脩」	イ	偏	〔上部〕	旁	〔下部〕
西念寺本	「脩」	イ	イ	々		用
高山寺本	「脩」	イ	イ	々		用
西念寺本の異本注記	「脩」	イ	イ	々		用

字形にゆれがあり、字体が不明である場合、それがどんな漢字を記載しようとしたものであるのかを特定することは困難である。そこで、その字体を確定するヒントとなるのは、三写本に共通する注記、恐らくは「上(音) 學又角」と記されていると思われる、字音注記であると考えられる。長島豊太郎氏は、龍龕手鑑に、この資料B-29の項目の標出漢字に相当するものがあるとする。龍龕手鑑には、「脩」字を標出漢字とする項目が存在し、そこには「俗學角二音」の注記のみが記載されている。そこに見える「俗」の記述は、資料B-29に示した名義抄の各写本には見えないものの、「學角二音」の記述は、名義抄の「上(音) 學又角」と内容的に一致する。また、その他には意義注記などが存しないことも龍龕手鑑と名義抄で共通することを考えれば、龍龕手鑑の当該項目が、資料B-29の項目の典故となった可能性があるのではないかと疑われる。ところで、龍龕手鑑と名義抄との関係を論ずる際には、龍龕手鑑の版本の系統について考慮すべきである旨を、池田証寿氏が指摘されている。長島氏が参照した龍龕手鑑は續古逸叢書本で未版であるが、これに対する高麗版や朝鮮版

における当該漢字の字形を比較するために、表B-29-1bを作成した。高麗版は山西省文物局本、朝鮮版は内閣文庫本によった。

表B-29-1b

朝鮮版 「脩」	宋版 「脩」	高麗版 「脩」	偏	
イ	イ	イ	〔上部〕	旁
㇇	々	ク	〔下部〕	
用	用	用		

それを見ると、名義抄の場合と同様に、偏が《イ》である点は共通しているものの、傍の部分においては、こちらも相互に異なっていることがわかる。

宋版「脩」字の傍〔上部〕の《々》と朝鮮版の同一箇所《ク》は、一見すると同じ字画であるかのように見えるが、宋版の《々》が三画で記されており、三画目を《、》としているのに対して、朝鮮版の《ク》は二画で記されており、宋版の《、》に相当しているように見えるのは、実際には二画目《、》の終筆部の「撥ね」である。

ここでまず、注目したいのは、高麗版の傍〔上部〕の《ク》は二画で記されており、その二画目の終筆部を「払い」で終えているため、右の宋版の《、》や朝鮮版の「撥ね」に相当する運筆が存しないという点である。

ここで、表B-29-1aの西念寺本の異本注記「脩」の傍〔上部〕の《々》を見ると、その三画目が《二》となっていることに気づくが、これは本来、表B-29-1bの龍龕手鑑の宋版の《、》もしくは朝鮮版の《、》の「撥ね」が変形して伝わったものではないだろうか。さらに、この《、》もしくは《、》の「撥ね」の有無について、表B-29-1aの三写本の標出漢字を見てみると、観智院本においては《、》の存在が明らかであるが、西念寺本、高山寺本においては、それらに相当するものがないように見える。しかし、表B-29-1cに矢印で示したように、西念寺本、高山寺本の傍〔下部〕には、観智院本にはない「突出部」が存在する。この「突出部」が、本来は、宋版の《、》や朝鮮版の「撥ね」、観智院本の《、》に相当するものであったのではないかと思われる。

表B-29-1c

高山寺本	西念寺本	旁〔下部〕の突出部
𠄎	𠄎	

ことにならないだろうか。とすれば、資料B-29の各写本における標出漢字の元来の字体を推測する候補から、高麗版の龍龕手鑑は外れることになる。

続いて表B-29-1aの各標出漢字の傍〔下部〕の状況を見ると、観智院本と西念寺本の異本注記においては、どちらも《用》で共通していることがわかる。

これに対して、高山寺本においては、先に「突出部」とした箇所を差し引くことにすると、《用》の字画が残ることになり、これが高山寺本の標出漢字の原形としての傍〔下部〕の字画であったものと思われる。この高山寺本の原形の標出漢字の傍〔下部〕と、観智院本と西念寺本の異本注記の様子を、表B-29-1dに示した。両者の相違点は、初画の「払い」の有無を除けば、真ん中の縦画が、二つ目の横画を貫いて、下まで伸びるかどうかである。

表B-29-1d

高山寺本の原形	観智院本・西念寺本の異本	旁〔下部〕
𠄎	𠄎	

た可能性が考えられる。これは朝鮮版龍龕手鑑と一致する。

以上の考察から、高山寺本の標出漢字の原初形態は、宋版よりも朝鮮版の龍龕手鑑のものに近いことになり、そこから、その他の写本が派生していったのではないかと思われる。

とすると、観智院本、西念寺本、高山寺本の三写本と、西念寺本に記された異本においては、いずれも、宋版・龍龕手鑑にみえる《、》、もしくは朝鮮版の《、》の「撥ね」に相当する字画が存在することになる。となれば、これは、類聚名義抄において、用例採取する対象本においては、《、》もしくは《、》の「撥ね」の字画を有する字形の漢字が記されていたということになる。

そして、表B-29-1aにおける西念寺本の傍〔下部〕の字画構成は、その他の用例と比較しても極端に異なっているように見えるが、右でポイントとなった真ん中の縦画が二本目の横画を貫いていないことからすると、本来は恐らく、表B-29-1dに示した高山寺本の標出漢字の原形の傍〔下部〕の《用》と同様であったか、もしくは《用》の初画の終筆部を払わない《用》であった

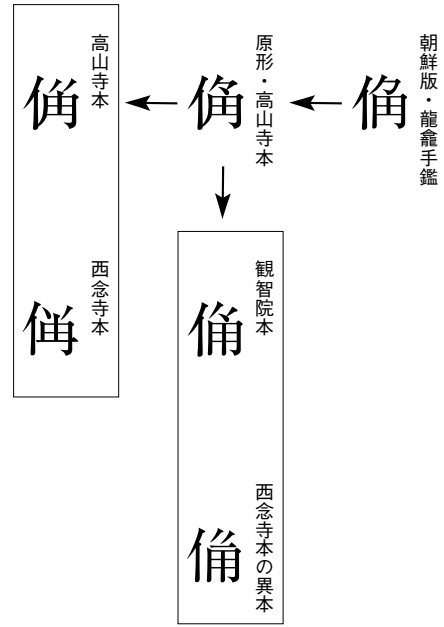
資料B-30

高山寺本	西念寺本	観智院本
備 ノ痛、 18オ	備イ ノ痛、 18ウ	備 ノ痛、 仏上 34

34、「備イ」(18ウ)

資料B-29の西念寺本の異本注記「備イ」によって知られる異本は、旁〔下部〕に変化が生じた観智院本系統のグループに属する写本であり、西念寺本自体の標出漢字の状態からは、旁〔上部〕の字画に変化が生じた高山寺本系統の写本であるのではないかと推測する。但し、この分類は字画の相違によるものであるから、写本自体の系統の相違とは必ずしも一致する必要はない。観智院本と西念寺本の内容が、その他の写本と比較して、写本の系統として、極めて近いことに疑いはないから、恐らく、観智院本と西念寺本の共通の祖本なるものの段階では、原形・高山寺本の「備」のように記されていたものが、その後、観智院本の系統では「備」もしくは「備イ」のように記されたが、西念寺本の系統では、一旦、高山寺本のように「備」と記されていたものが、現存本では「備イ」のように変化したのであろう。

資料B-30の西念寺本の標出漢字「備」の右の「備イ」という注記が観智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この「備イ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。



資料B-31

高山寺本	西念寺本	観智院本
備イ ノ痛、 18オ	備イ ノ痛、 18ウ	備イ ノ痛、 仏上 34

35、「クイ本」(43)

西念寺本の「備イ」は標出漢字「備」の左側に記されていることから、「標出漢字『備』が異本では『備』と記されている」の意を示した異本注記であると思われる。西念寺本の標出漢字「備」は、観智院本、高山寺本では「備」と記されており、西念寺本の「備」字の傍の上部が「マ」になっているのに対して、観智院本、高山寺本の「備」字の場合はいわゆるカタカナの「マ」の字の形になっている。これに対して、西念寺本の異本注記の「備」の場合は「マ」となっていて、これは観智院本、高山寺本の字画とは一致しない。とすれば、西念寺本の異本注記「備イ」の情報を得た際の異本は、観智院本、高山寺本の系統ではなかった可能性が高い。

草川昇氏は、この西念寺本の「クイ本」を、西念寺本のもう一つの注記であるカタカナ注記「ノフ」の「フ」に対する異本注記と考えておられるものと推察する。それにしたがえば、西念寺本の「クイ本」は、「カタカナ注記『ノフ』の『フ』字が異本では『ク』と記されている」という意を示していることとなるが、資料B-31の西念寺本に見えたとおり、「クイ本」と「ノフ」の記載場所が離れていて、通常の、異本注記とその対象注記の記され方とは異なっていることが問題である。しかしながら、「クイ本」を「ノフ」の「フ」字に対する異本注記と考えた場合、異本に見えたことになる『ノク』の注記は、資料B-31の観智院本、高山寺本に見える「ノク」の記述と一致することになる。とすれば、西念寺本の「クイ本」という注記が「ノフ」の「フ」字に対して付された異本注記であると考えられることも、無理のない考え方と言える。では、なぜ、異本注記「クイ本」は、対象とする「ノフ」の「フ」字から離

れて記されているのであろうか。

資料B-31の「俛」項目においては、偶然、注記が「ノフ」一つしかなかったために、「クイ本」と「ノフ」の関係を類推することが容易となったが、注記が複数であった場合には、どの注記に対する異本注記であるのか、混乱する怖れも発生するはずである。

すなわち、異本注記の記され方としては、対象とする注記に隣接して記するという原則を厳守する必要があるものと思われる。ゆえに、この原則を無視している西念寺本の「クイ本」の記載位置については、それが付された当初から、そのような状況であったとは考えにくい。そこで、「クイ本」が異本注記として付された当初においては、例えば、表B-31-aのように、「ノフ」の「フ」字に近接した位置に記されていたものと考えられる。それが、その後の転写の際に、何らかの理由により、「クイ本」が、「フ」字に対する異本注記であることが理解されなくなり、資料B-31の西念寺本ように、標出漢字「俛」の右直下まで、記載場所を移動させられたのではないかと思われる。

表B-31-a

以前 西念寺 本 の 現 存	俛	クイ本 ノフ
-------------------------------	---	-----------

とすると、西念寺本のカタカナ注記「ノフ」は、当初から「俛」項目の枠内の左下に記されていたということになり、これは資料B-31の観智院本、高山寺本の状況とは異なることになる。

これに関しては、名義抄においては、カタカナ注記のみで類音注記や反切注記などの記載がない項目の場合、項目設置当初においては、カタカナ注記を左の行に寄せたり、スペースの下部に記すことで、後の漢字音に対する注記の増補を期待して、標出漢字の右下のスペースを確保しておく現象が見られるから、資料B-31の「俛」項目の場合も、当初には、そうした状況が存したものとと思われる。

ゆえに、西念寺本の「ノフ」の記載位置は、その後の、漢字音に対する注記の増補を期待して、標出漢字「俛」の右下のスペースを確保していた段階のものであり、観智院本、高山寺本の「ノク」が、「俛」の右直下に記されているのは、後の増補用スペースという意図を忘れ、標出漢字の右下に空欄が存することを不体裁と考えたことにより、スペースを詰めてしまった段階のもので

あると考えることができる。

西念寺本の「ノフ」の記載位置が観智院本、高山寺本よりも古いものであったとすると、西念寺本の「ノフ」の方が本来の語形で、観智院本、高山寺本の「ノク」の方が誤記であるということも考えられるが、標出漢字である「俛」字自体の素性が明らかでないので、断定することはできない。現況からすれば、西念寺本の「ノフ」の方が孤例であることも弱点ではあり、西念寺本の異本注記「クイ本」が、「ノフ」を正そうとする意図、もしくは「ノフ」に対する疑問のもとに付された可能性も考えられはないからである。

とすれば、観智院本、高山寺本の「ノク」が本来の注記で、西念寺本の「ノフ」は誤記であるということになるが、しかし、仮に、それが事実だとしても、それは、西念寺本の「ノフ」の記載場所の方が古い状況を示していることは別次元の問題として扱えるから、西念寺本の「ノフ」については、注記内容としては、後の誤記であるかもしれないが、記載位置については観智院本、高山寺本よりも古い状況を示していると考えることができるとは、次のような展開があったものと思われる。

〈1〉「ノフ(ク)」は、項目成立当初から、項目スペースの左下に記されていた。

〈2〉その後、異本対照作業が実施され、「ノフ」の「フ」が、異本では「ク」とあることに気づいた対照者が、「ノフ」の右下に異本注記「クイ本」を付した。(表B-31-a)

〈3〉〈2〉の後、転写作業が行われ、標出漢字「俛」の右下に空白のスペースが存在することを不体裁と考えた人物が、「クイ本」が「ノフ」に対する異本注記であることに気づかず、「クイ本」の記載位置を「俛」の右直下に移動させた。(資料B-31)

※紙面の都合により本稿を分載致します。以下続。

注記

- (86) (5) の諸橋氏の『大漢和辞典』の833に「假」の項目が存する。その語彙の53番に「假哉」(カタイカナ)の熟字項目があり、詩経(大雅・文王)に「假哉天命」の用例があるとするが、「假哉」を「カタイカナ」と訓じた用例の出典については記載がない。詩経の当該箇所については、『詩経』(国訳漢文大成 経子部 第三卷 国民文庫刊行会 大正10年8月 大雅三 文王什三の一 801頁)では、「假なる哉<sup>かな</sup>天命」、『詩経・楚辞』(中国古典文学大系15 平凡社 昭和44年12月 208頁)では、「仮<sup>おほ</sup>いなる哉<sup>てんめい</sup>天命」と訓ずる例もあり、出典の問題については、今後の課題としたい。なお、(16)の築島氏の『訓点語彙集成』には「假」字を「カタシ」と訓む例や、「カタイカナ」に関連する用例は見えない。
- (87) 表中の用例の傍線筆者。以下同。
- (88) まずは、「假哉」という項目が(86)にしたがって、詩経を出典としたものであるとすれば、「哉」を「カナ」とすることには疑問がないが、「ヤナ」とすることは不審である。なお、(16)の築島氏の『訓点語彙集成』には、「哉」を「ヤナ」と訓じた例は見えない。「カタイヤナ」とする記述は誤写と考えた方がよいのではないか。
- (89) 資料B-28の西念寺本の標出漢字「僂」は、字体としては観智院本、高山寺本の様子から「僂」を記したものとされる。但し、「僂」字は、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』に見えない。参考までに、白河本字鏡集(巻十・442頁)には「僂」の項目に「クツカヘル」の訓を伴ったものが見え、寛元本字鏡集(巻三・430頁)では「クツカヘス」(「カ」脱か)、天文本字鏡鈔(巻三・597頁)では「クツカヘス」の訓が見える。なお、白河本字鏡集と寛元本字鏡集、天文本字鏡鈔については、中田祝夫・林義雄『字鏡集 白河本寛元本 研究並びに総合索引』字鏡集白河本 影印篇(第一冊)、字鏡集寛元本 影印篇(第二冊)(勉誠社 昭和52年7月、昭和53年10月)、中田祝夫・林義雄『天文本字鏡鈔 影印篇』(勉誠社 昭和57年10月)によった。
- (90) 字体がはっきりしないということには、二つの意味がある。一つ目は、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』には資料B-29の標出漢字に関連しそうな親字が見えないということから、当該の標出漢字が、現代にまで伝えられた漢字のどれに該当するかが不明ということである。この問題は、本稿においては結果的に不明なままということになり、今後の課題としたい。二つ目は、名義抄に用例採取された当初の字体の状況が不明ということであるが、それに関しては、これ以後の本論で考察する。なお、次の項目である34の資料B-30の標出漢字「備」は、字体的には極めて類似するが、漢字音の点から別字である。
- (91) 資料B-29の観智院本の標出漢字は、傍の下部《用》の最終画の《一》を《丨》のように撥ねているが、これが観智院本の筆者の書き癖であることは(52)の田村夏紀氏に指摘されているので、この「撥ね」については考慮しないこととした。
- (92) (13)の長島氏の『古辞書総合索引』(八八・一・一四三)による。
- (93) (11)の『龍龕手鑑』の巻一・一三ウ4による。
- (94) (13)の長島氏の『古辞書総合索引』標出漢字の字形は、(11)の『龍龕手鑑』と同様で、傍の上部を《々》として、その初画と二画目の起筆部が接触している字形であるが、資料B-29の観智院本の傍の上部は初画と二画目が接触しない《々》となっている。「古辞書総合索引」の名義抄が観智院本を使用していることからすると、この相違は、異体字の観点からすれば問題となるはずである。長島氏が、そうした相違を無視して、両者を同字と考えたのは、やはり両者に記された字音注記の類似性による点が大いと思われ。
- (95) (80)の池田証寿氏(平成6年3月)の論考参照。
- (96) (11)の『龍龕手鑑』は、日本古典全集の刊本による。これは續古逸叢書之十五の宋本新修龍龕手鑑を影印したもので、宋版に分類される。
- (97) 『龍龕手鑑』(高麗本)(中華書局1989年7月) 38頁による。
- (98) 内閣文庫所蔵本(『異体字研究資料集成』別巻二 龍龕手鑑 雄山閣出版 昭和50年10月)の巻第一・32オによる。
- (99) 高麗版の傍の下部の《用》の最終画の《丨》は資料B-29の観智院本の状況と一致するが、これは(91)の件からすれば、偶然の一致と考えた方がよいものと思われ、この点については高麗版から観智院本に影響が及んだ例とは考えないこととする。
- (100) 「備」字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の833に記載がある。
- (101) 参考までに、傍の上部の字画が《尸》になっている「備」字については、天治本新撰字鏡(巻一・34ウ)に同字形と思われる項目が見られ、「餘種反痛」の注記が存する。天治本新撰字鏡については『天治本 新撰字鏡 増訂版 附享和本・群書類従本』(京都大学文学部国語学国文学研究室編 臨川書店 昭和57年8月)による。
- (102) 資料B-31の標出漢字「僂」については(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』に記載が見えない。「僂」字の語義も未詳である。ゆえにまた、観智院本、高山寺本の注記「ノク」および西念寺本の「ノフ」についても語義未詳である。参考までに、(89)の白河本字鏡集(巻十・442頁)、寛元本字鏡集(巻三・444頁)、天文本字鏡鈔(巻三・597頁)において観智院本、高山寺本の名義抄と同様の標出漢字「僂」に「ノク」の注記のみを有する記述が見られる。但し、寛元本字鏡集の標出漢字は、その字画の「羊」の縦画が三画目の横画を突き抜けた字形「羊」となっている。
- (103) (14)の草川氏の『五本対照類聚名義抄和訓集成』では、「ノフ」項目における挙例の



際に、西念寺本の「クイ本」を「ノフ」の「フ」字の右に記しており、別の「ノク」項目の西念寺本の欄においては、「ノフ」項目を参照する旨を示しておられる。これは、草川氏が西念寺本の「クイ本」を「ノフ」に対する異本注記として考えられているものと推察する。しかし、実際には、資料B-31の西念寺本に見るとおり、カタカナ注記「ノフ」と「クイ本」は上下に離れて記されており、両者が近接して記されているわけではない。草川氏が、「クイ本」を「ノフ」の「フ」字の右に記しておられるのは、同書における用例を記述するスペースの都合と、両注記の関係を端的に示すことを目的としたことによるものと思われる。

(104) 小林恭治「類聚名義抄諸本の仮名注の記載位置について」(『訓点語と訓点資料』89  
平成4年9月)。